

就労継続支援A型事業所管理者  
就労継続支援B型事業所管理者 各位

宇都宮市長 佐藤 栄一  
(保健福祉部障がい福祉課扱)

令和8年度「障がい者工賃等ステップアップ事業」の実施に係る  
専門家派遣意向調査の実施について（照会）

日頃から、本市の障がい福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成28年度より就労継続支援B型事業所の工賃向上を図り、更なる効果的・効率的な生産活動に向け、経営等に関する専門家を派遣する「障がい者工賃ステップアップ事業」を実施しており、これまでに10事業所が本事業を活用し、経営改善および工賃向上に取り組んできたところです。

令和8年度より、対象をこれまでの就労継続支援B型事業所のみから就労継続支援A型事業所に拡充をし、直近の生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている赤字事業所および収益の低い事業所に対し専門家を派遣し、障がい者の働く場の確保を図ることとしております。

つきましては、専門家の派遣を希望する場合は、下記の通り御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 事業内容

希望する就労継続支援A型事業所および就労継続支援B型事業所に専門家（中小企業診断士等）を派遣し、経営改善や工賃等の向上に向けた課題抽出、専門的診断とそれに基づいた相談、アドバイス、フォローアップ等を行います。

※派遣回数：年4回予定（基本3年度、1年度単位でも可）

※派遣にかかる費用は市が負担します。

2 回答方法（専門家の派遣を希望する事業所のみ）

就労継続支援A型事業所 「別紙1」意向調査表（就労継続支援A型事業所）」

就労継続支援B型事業所 「別紙2」意向調査票（就労継続支援B型事業所）」

【令和8年3月6日（金）まで】にメールにて御提出ください。

3 その他

- ・ 応募事業所が多数の場合は、調整の上、御連絡いたします。
- ・ 経営や業務の見直し、財務資料等の提出も必要となる場合があるため、派遣決定後に「経営改善または工賃等の向上を図るため、経営診断を受ける」ことについて、事業者および事業所内の共通認識を図って頂きますようお願いいたします。

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

自立支援グループ

TEL：028-632-2229

Mail：u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp